

審査基準

A - y - 2
平成21年2月6日作成

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
根拠条項	第69条第1項
処分の概要	特例民法法人の合併の認可
原権者(委任先)	都道府県知事
法令の定め	<ul style="list-style-type: none">一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第69条第2項、第3項、第4項、第5項(認可の申請)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令(平成19年政令第277号)第1条(認可の申請の方法)、第2条(認可の申請書の添付書類)
審査基準	<ol style="list-style-type: none">法令及び定款に定められた必要な手続を経ていること。合併する特例民法法人が合併前旧主務官庁の監督上の命令に違反していないこと。合併契約の内容が一方の当事者にとって著しく不利なものとなっていないこと等合併契約の内容が適切なものであること。合併契約の効力発生予定日は、公告等法令上必要な手続を行うための期間が確保されているものであること。合併存続特例民法法人における財政的基礎、事業の実施体制等が当該合併存続特例民法法人における事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障を生じさせるものでないこと。
標準処理期間	30日
申請先	警察関係特例民法法人の目的とする事業を所掌する所属の長
問い合わせ先	警察本部警務部警務課総合企画室 (052-951-1611 内線2646)
備考	目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。